

仕様書

I. 件名

「職員による NEDO プロジェクト紹介動画」制作業務

II. 業務の目的

本業務は、NEDO の職員が出演し、自らが担当するプロジェクトを解説する YouTube 動画を年間シリーズで制作するものである。この動画を NEDO 公式 YouTube 「NEDO Channel」で広く一般に公開することで、プロジェクトの社会的な意義と技術の価値を高めることを目的とする。また、職員が出演する動画で、NEDO への親しみの感情を醸成し、組織の認知度向上にもつなげることも目的とする。

III. 業務の内容

受注者は、動画制作の目的や NEDO の事業等を理解し、視聴者の興味・関心を引き付けるよう企画段階から創意工夫をこらして動画を制作すること。また、制作に付帯する全ての業務を行うこと。

IV. 動画制作対象

発注者が受注後に提供する「撮影対象プロジェクト一覧」に記載されたプロジェクト（計 10 件）を制作対象とする。1 プロジェクトにつき計 4 本（本編動画前編・後編で 2 本、簡易版動画前編・後編で 2 本）制作し、同一の期限までに納入すること。本業務で制作する動画の総本数は 40 本とする。

V. 提供物

発注者からの提供物は以下のとおり。提供日については、契約締結後、発注者と調整すること。

1. プロジェクト概要資料

撮影対象となるプロジェクト関連資料

2. プロジェクトの動画

必要に応じて、既存のプロジェクト成果報告動画等の編集用動画データや画像を提供する。

3. オープニング及びクロージング動画（MP4 形式）

4. NEDO デザインマニュアル（PDF 形式、ai 形式）

VI. 業務の詳細

受注者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

1. スケジュールの作成及び進捗管理等

受注者は、以下のとおりスケジュールの作成及び進捗管理等を行うこと。

(1) 契約締結後速やかに発注者とキックオフミーティングを実施すること。キックオフミーティングでは、動画の全体企画、取材日、撮影日、撮影方法及び業務進捗が可視化できる形式のスケジュール案を作成し、発注者へ提出し、発注者の了承を得ること。

(2) スケジュールは、発注者が別途指示する日までに全ての撮影を終了する内容とすること。ま

た、撮影等の日程については、発注者と協議の上、決定すること。

(3) スケジュールの内容に即した進捗管理を随時行うこと。

(4) スケジュールは、業務進捗状況に応じて随時更新するとともに、1週間に1回程度、発注者に更新したスケジュールの報告等を行うこと。

(5) スケジュールに変更が生じる場合は、変更理由と対応策を発注者に報告し、発注者の了承を得ること。

2. 制作体制

受注者は、以下のとおり人員を配置すること。(2)から(5)については、人員が重複しない2グループの体制とすること。選定にあたり、ディレクター、カメラマン、動画編集者については経歴等を発注者に提出し了承を得ること。なお、発注者が人員の変更を指示した場合はそれに応じること。

(1) 統括責任者

1名配置すること。

本業務に係る全てを管理監督すること。また、1.に基づき業務全体の進捗管理を行い、制作物の品質管理を行うこと。ディレクター、カメラマン、動画編集者等の制作実務担当者に発注者の意図を明確に伝えて指示することができる者とする。

(2) ディレクター

1グループあたり1名以上配置すること。

全ての動画制作業務に対して、発注者との調整や撮影編集の監督を行うこと。原則として発注者とのミーティングに参加するなど十分なコミュニケーションを取り、発注者の意図に合わせた最適な映像表現を選定すること。効果的かつ適切な表現の手法をカメラマン、撮影補助者、動画編集者等に指示し、個々の制作業務の進捗と品質管理を行うこと。

(3) カメラマン

1グループあたり1名以上配置すること。ただし、別グループの兼任も可とする。

撮影時に動画撮影を行うこと。被写体に対して、魅力的に撮影することが可能な技術的知見と実績を有し、現場で主体的に撮影段取りができる者とする。静止画撮影においても、外部公開に適した品質を担保できる技能を持つこと。

(4) 撮影補助者

1グループあたり1名以上配置すること。ただし、別グループの兼任も可とする。

ディレクター及びカメラマンの指示に従い、撮影を補助すること。また、指示に従い適切に対応できる者とする。

(5) 動画編集者

1グループあたり1名以上配置すること。ただし、別グループの兼任も可とする。

撮影時の音声収録、撮影した動画の加工、編集、音楽・テロップの挿入等の編集作業を行うこと。受注者の意図を理解し、効果的な編集を行う知識と技能を有すること。

3. 動画の企画、撮影、編集及び制作

以下のとおり、動画の企画、撮影、編集及び制作を行うこと。

(1) 企画及び構成立案

受注者は、契約締結後速やかに発注者と協議の上、プロジェクトごとに取材を実施し、以下を反映した企画及び構成立案を絵コンテ等により行い、発注者の了承を得ること。なお、構成案の修正は2回までとする。また、企画及び構成立案する上で、必要に応じて最大3回のミーティングを実施すること。

- ① 動画は、撮影した動画と発注者の提供するプロジェクト概要資料や取材を基に制作すること。また、受注者の保有する専門的な技術や発想を盛り込み、視聴者を強く惹きつける工夫をし、発注者が制作したい動画のイメージを具現化すること。
- ② 発注者が提供するプロジェクト概要資料や取材を基に日本語のテロップ案を作成し、発注者の了承を得ること。また、適切な画面位置にテロップを挿入すること。
- ③ 動画の画面のアスペクト比は16:9であること。
- ④ 冒頭及び画面へ常時、発注者が提供するロゴが表示されるようにすること。
NEDOのロゴの使用に際しては、「NEDOシンボルマーク管理基準」を遵守すること。
- ⑤ イメージを伝える際に取り扱う動画・写真等は、著作権フリーのものを使用すること。著作権フリーの音楽等を効果的に使用して紹介すること。
- ⑥ エンディングに発注者が提供する制作・著作クレジットを入れること。

(2) 構成

① 本編動画

次の構成で各5分程度の動画とすること。(ア)(カ)(キ)及び(シ)については別途発注者から提供された動画データを使用すること。なお、詳細なシーン構成等については、発注者と協議の上、作成すること。

(i) 本編動画(前編)

- (ア) オープニング動画(発注者提供)
- (イ) 本編動画用のオープニング動画(本業務にて新規作成すること)
- (ウ) 出演者(NEDO職員)の紹介
- (エ) 各プロジェクトの紹介(取材を基に、受注者はプロジェクトの意義やその成果が社会課題にどう貢献できるのかわかりやすく出演者が紹介できるような企画を検討すること)
- (オ) 次回告知
- (カ) クロージング動画(発注者提供)

(ii) 本編動画(後編)

- (キ) オープニング動画(発注者提供)
- (ク) 本編動画用のオープニング動画(本業務にて新規作成すること)
- (ケ) 出演者(NEDO職員)の紹介((i)本編動画(前編)(ウ)より簡易的な自己紹介)
- (コ) 各プロジェクトの紹介(取材を基に、受注者はプロジェクトの意義やその成果が社会課題にどう貢献できるのかわかりやすく出演者が紹介できるような企画を検討すること
(i)本編動画(前編)(エ)に続く内容))

(サ) 次回予告（次回がない場合は、発注者と協議の上発注者が告知したい内容とすること）

(シ) クロージング動画（発注者提供）

② 簡易版動画

(i) 本編動画（前編）、(ii) 本編動画（後編）ごとに SNS 用に 15 秒程度の動画を本編から編集して制作すること。

③ サムネイル

上記①、②の各動画において、YouTube 及び Facebook に掲載できるようサムネイルを制作すること。デザインは事前に発注者の了承を得ること。

(3) 撮影

IVの「撮影対象プロジェクト一覧」について、NEDO 職員が出演する動画の撮影を行うこと。撮影場所は発注者と協議の上、NEDO 川崎本部（神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番ミューザ川崎セントラルタワー）又は NEDO 分室（東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル）で実施すること。

また、受注者は撮影の内容に応じて必要な機材を準備すること。

(4) 制作のプロセス

以下のほか、制作の過程においてはスケジュールを基に発注者と協議の上で進めること。

- ① 制作する動画は発注者の示す納入期限までに、制作した動画の見本（以下「ラッシュ」という。）を発注者に提供すること。また、提供の方法は発注者が確認可能な形式とすること。
- ② 発注者がラッシュを確認後、発注者からの指示を踏まえて動画の編集を行うこと。編集後の動画は、試写等により発注者の了承を得た上で最終版を制作すること。なお、編集動画の修正は、発注者と協議の上、決定した企画及び構成案に基づき各シーンにつき 3 回までとする。

(5) 納入データの形式と部数

以下のとおり、制作したデータを DVD-R 等に記録して作成すること。

- ① 編集用クリーン完パケデータ：各 2 部
 - (ア) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。
 - (イ) MOV 形式及び MP4 形式(ビットレート 2,864kbps(映像 2,672kbps、音声 192kbps))とすること。
 - (ウ) 字幕や BGM は入れないこと。
- ② 公開用完パケデータ：各 2 部
- ③ サムネイル：JPEG 形式とすること。
- ④ 撮影した素材動画データ

4. その他付帯業務

1. から 3. に付帯する業務を行うこと。

VII. 納入物及び納入場所

1. 納入物

本業務における納入物の名称、本仕様書上の掲載箇所及び納入期限は下表のとおり。

項番	名称	掲載箇所	納入期限
ア	ラッシュ (本編・簡易版含む)	VI. 3. (4) ①	第1回：2022年6月10日 第2回：2022年7月1日 第3回：2022年8月5日 第4回：2022年9月22日 第5回：2022年10月21日 第6回：2022年11月18日 第7回：2022年11月25日 第8回：2023年1月20日 第9回：2023年2月15日 第10回：2023年2月15日
イ	編集用クリーン完パッケージ (本編・簡易版含む)	VI. 3. (5) ①	第1回：2022年6月30日 第2回：2022年7月28日 第3回：2022年9月2日 第4回：2022年10月31日 第5回：2022年11月30日 第6回：2022年12月23日 第7回：2022年12月23日 第8回：2023年2月28日 第9回：2023年3月10日 第10回：2023年3月10日
ウ	公開用完パッケージ (本編・簡易版含む)	VI. 3. (5) ②	第1回：2022年6月17日 第2回：2022年7月15日 第3回：2022年8月26日 第4回：2022年10月3日 第5回：2022年11月1日 第6回：2022年12月1日 第7回：2022年12月19日 第8回：2023年2月1日 第9回：2023年3月1日 第10回：2023年3月1日

項番	名称	掲載箇所	納入期限
エ	サムネイル（本編・簡易版含む）	VI. 3. (5) ③	第1回：2022年6月17日 第2回：2022年7月15日 第3回：2022年8月26日 第4回：2022年10月3日 第5回：2022年11月1日 第6回：2022年12月1日 第7回：2022年12月19日 第8回：2023年2月1日 第9回：2023年3月1日 第10回：2023年3月1日
オ	撮影した素材動画データ	VI. 3. (5) ④	第1回：2022年6月30日 第2回：2022年7月28日 第3回：2022年9月2日 第4回：2022年10月31日 第5回：2022年11月30日 第6回：2022年12月23日 第7回：2022年12月23日 第8回：2023年2月28日 第9回：2023年3月10日 第10回：2023年3月10日

2. 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー17階

NEDO 広報部

VIII. 業務完了の通知

受注者は全ての業務が完了したときは、完了報告を履行期限までに書面により発注者に通知すること。

IX. 守秘義務等

本業務の履行で知り得た一切の情報及び発注者から提供、指示又は預託された情報を取り扱うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、漏えい等防止の取組を行い、適切な情報管理を行うこと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。

X. その他

1. 本業務で制作した納入物、撮影した動画、CG、アニメーション等制作したものを含めた全ての映

像等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）、所有権等は発注者に帰属するものとし、受注者は著作物及びこれに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。

2. 第三者の著作物を使用する場合の著作権の取扱い

(1) 制作物に第三者が権利を有する既存著作物を使用する場合は、使用許諾条件を確認した上で、無償かつ無制限に使用できるものを優先し、手続き等に必要な費用は受注者が負担すること。

(2) 制作物に第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。

3. 納入後 1 年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから 15 営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。

4. 受注者の交通費、宿泊費、人件費、機材等調達費、運搬費、保険料等の本業務に係る諸経費全てを負担すること。

5. NEDO のシンボルマーク及び名称ロゴの使用に際しては、「NEDO デザインマニュアル」で規定する Adobe Illustrator 形式の電子データを使用すること。

6. 仕様のない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議の上、解決すること。

7. 本業務については、本仕様書及び受注者から 2022 年〇月〇日付けで発注者に提出された提案書に基づき実施すること。